

# サッポロ合同会社(フォートレス・グループ)による 当社株券に対する公開買付けに関する 意見表明(留保)の概要



令和元年(2019年)10月21日  
ユニゾホールディングス株式会社  
東証一部 3258

当社取締役会は、サッポロ合同会社(フォートレス・グループ)による  
公開買付け及び本公開買付けへの応募を推奨するか否かについて意見を  
引き続き留保し、**フォートレス・グループと引き続き協議すること**  
を決議いたしました

※本意見表明は、取締役会において、取締役全員一致にて決議されております。また、監査役全員から異議がないことを確認しております。

株主共同の利益の確保及び企業価値の維持・向上に資するものであるか否かを確認すべく、フォートレス・グループに対し、以下の2項目について合意可能かを確認

フォートレス・  
グループ  
への確認

1. 株主共同の利益の確保に資するべく、公開買付価格について、1株当たり5,000円への引き上げ
2. 企業価値の維持・向上のため、以下の内容について、公開買付期間中にユニゾ従業員持株管理会社を当事者に含めた形で合意書を締結すること
  - (1) 当社グループの実質的な解体を行わないこと
  - (2) フォートレス・グループが収受するリターンの明確化及びユニゾ従業員持株管理会社が一定期間内にExit方法・時期を選択できること(Exit方法の選択肢については、令和元年(2019年)8月16日締結の覚書において合意済)
    - エクイティ性資金 年率20%のIRR(4年分)相当額
    - ローン性資金 年率20%のIRR相当額

・ 令和元年(2019年)10月21日公表の「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明(留保)のお知らせ」をご参照ください。

## 特別委員会の答申内容を踏まえた上で、当社の意見を決定

### ○ 特別委員会への諮問

- 当社取締役会の意思決定過程における恣意性のおそれを排除し、その公正性及び透明性を確保することを目的として、特別委員会に対して、
  - － 本公開買付け及び本公開買付けへの応募を推奨するか否かについて意見を留保することが引き続き  
適当か  
改めて諮問
- 本特別委員会は、本諮問事項について、令和元年(2019年)9月27日以降の状況を踏まえ、改めて、慎重に  
検討及び協議

### ○ 特別委員会構成メンバー

社外取締役(独立役員) 5名

#### [特別委員会の答申内容]

『本取引の実施が株主共同の利益及び当社の企業価値の更なる向上に資するものかの検討を慎重に行う必要があることから、本公開買付け及び本公開買付けへの応募を推奨するか否かについて意見を引き続き留保することが適当であり、フォートレス・グループと引き続き協議することが妥当であると考え。』

- 令和元年(2019年)10月17日 フォートレス・グループによる公開買付期限の延長に係る訂正届出書提出
- 同日及び19日 当社より、フォートレス・グループに対し、確認(P.1ご参照)
- 10月18日 フォートレス・グループより、当社に対し「協議する用意がある」旨、回答
- 10月21日 当社取締役会にて、「サッポロ合同会社(フォートレス・グループ)による公開買付け及び本公開買付けへの応募を推奨するか否かについて意見を引き続き留保し、フォートレス・グループと引き続き協議すること」を決議

## フォートレス・グループと継続協議中

## 本資料の取り扱いについて

本資料は、サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する当社の意見(留保)をご説明するための参考資料です。本公開買付けに関する当社の意見については、令和元年(2019年)10月21日公表の「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明(留保)のお知らせ」をご参照ください。

本資料に記載された情報は、公開情報を含め当社が信頼できると判断した情報源から入手しておりますが、当社は、その正確性、完全性、適切性、網羅性等について何ら保証するものではありません。

本資料には、当社及び当社グループに関連する見通しその他の将来に関する記述が含まれています。これらの将来に関する記述は、将来の事象や動向に関する現時点での仮定に基づくものであり、当該仮定に基づく見通しなどが結果的に正しくなるという保証はありません。様々な要因により、実際の結果が本資料の記載と著しく異なる可能性があります。

本資料は、いかなる有価証券の取得の申込みの勧誘、受付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を構成するものでも、これらの勧誘行為を行うためのものでもなく、いかなる契約、義務の根拠となり得るものでもありません。